

消防の動き



2025
9
No.653

特報

- 消防用設備に係る規格省令等の改正について
- 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(リチウムイオン蓄電池に関する危険物法令の改正概要)



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

消防用設備に係る規格省令等の改正について… 4

特報2

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（リチウムイオン蓄電池に関する危険物法令の改正概要）…………… 6

令和7年9月号 No.653

巻頭言

長官就任にあたって

（消防庁長官 大沢 博）

Report

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について…………… 16
令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果…………… 19

Topics

令和7年度「こども霞が関見学デー」の開催…………… 20

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ…………… 23

緊急消防援助隊情報

令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック 合同訓練の実施について…………… 25

消防通信～望楼

小山市消防本部（栃木県）／新潟市消防局（新潟県）
松本広域消防局（長野県）／東大阪市消防局（大阪府）…………… 27

消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～時代を見据えた教育～…………… 28
教育訓練の実施状況（令和7年4月～7月実施分）…………… 29

報道発表

最近の報道発表（令和7年7月21日～令和7年8月20日）…………… 30

通知等

最近の通知（令和7年7月21日～令和7年8月20日）…………… 31
広報テーマ（9月・10月）…………… 31

お知らせ

9月9日は救急の日…………… 32
老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物
「住宅防火・防災キャンペーン」…………… 33



長官就任にあたって



消防庁長官 大 沢 博

本年7月1日付で消防庁長官に就任いたしました。重責ですが、我が国の消防行政の推進に全力を尽くして参ります。よろしくお願いいたします。

まずは、全国津々浦々で人命を守り、地域を支えてくださっている消防職員、消防団員の皆さま、そして消防行政に携わるすべての関係者の皆さまに、深く敬意と感謝を申し上げます。

言うまでもなく、日本は、自然災害のリスクが非常に高い国であり、近年では、災害が激甚化、頻発化しています。また、地震災害以外にも、線状降水帯の発生による豪雨、今年に入ってから頻発している林野火災、熱中症による救急搬送事案の増大等、国民が不安に感じる事案は枚挙にいとまがありません。私が就任してからの僅か1か月あまりの間にも、トカラ列島の群発地震、カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波警報、熊本県等への大雨特別警報等が発せられました。これらの様々な事態に対処する消防組織への国民の期待が益々高まっていると感じます。私は、岩手県の三陸の出身です。東日本大震災では、津波により、街は筆舌に尽くしがたい被害を受け、多くの尊い人命が失われました。その際、消防職団員による賢明な避難誘導、救助等により、多くの命が救われました。住民の感謝の念は今も消えることはありません。このような、各地でのご尽力により、消防に対する住民の信頼感は極めて高いものと認識しています。その信頼を、維持し、さらに高めていく、その責任の重さを、改めて強く感じております。

私が心がけているのは、次の二点です。

一つは、現場の活躍を、最も重視するということです。そのために現場の声に真摯に耳を傾け、必要なことを一つ一つ、丁寧に進めていきたいと思っております。我が国の消防行政は、市町村を基盤にしており、地域に根差した組織です。一方、近年では災害の大規模化に伴い、緊急消防援助隊などの広域的な取組が進化してきました。国民保護事案への対処も求められます。このように消防も国家的要請に応えなければならない時代ですが、消防の力を支えているのは日々の訓練に裏打ちされた現場力です。現場力を強化することこそ、最も重要なことと考えます。

もう一つは、変化を恐れないことです。我が国も世界も、社会の大きな変革期にあります。国民を守るために必要な変化をおそれず、的確に対応していきたいと思っております。消火、予防、救急等、いずれにあっても、DXをはじめとした技術をどのように活かしていくのかが今後の消防行政の在り方を左右します。消防庁でも、今年度中に技術戦略を策定することとして、検討を重ねています。国民の生命、身体、財産を守るために、チャレンジする姿勢を忘れないようにしたいと思います。

こうしたことを踏まえ、令和8年度概算要求では、近年頻発している林野火災への対応も含め、ヘリ・車両・資機材等の充実を重点に掲げています。併せて、消防団の加入促進にも力を入れたいと思っております。また、消防防災分野のDX/新技術を推進するための予算の確保にも努めます。もちろん、予算以外にも含め、一つ一つの課題にしっかりと向き合ってまいります。

皆様とともに歩み、皆様とともに汗をかいていきたいと思っております。そして、国民の期待と信頼に応えられるよう、全力を尽くしてまいります。どうか、よろしくお願いいたします。

消防用設備に係る規格省令等の改正について

予防課

1 はじめに

一定の消防の用に供する機械器具又は設備（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）については、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2及び第21条の16の2の規定に基づき、当該各条の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされています。

本改正では、これまで新たに開発された消防の用に供する機械器具等について、その設置にあたり適用してきた基準の特例を要しないようにする等の整備を行うため、スプリンクラーヘッド規格省令、規則、動力消防ポンプ規格省令、ホース規格省令及び結合金具規格省令について、所要の改正を行いました。

また、本改正では、リチウムイオン蓄電池設備を常用・非常用兼用として設置することができるよう、蓄電池設備の基準及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式について、所要の改正を行いました。

本稿では、これらの省令等を改正するに至った背景や改正内容についてご紹介します。

（本稿で使用する用語の定義）

「令」……消防法施行令（昭和36年政令第37号）

「規則」……消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

「スプリンクラーヘッド規格省令」……閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）

「動力消防ポンプ規格省令」……動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）

「ホース規格省令」……消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）

「結合金具規格省令」……消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ

式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）

「蓄電池設備の基準」……蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）

「点検基準及び点検票様式」……消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）

2 改正の内容

① スプリンクラーヘッド規格省令

（1）先進事例の一般化

スプリンクラーヘッド規格省令第16条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行いました。（スプリンクラーヘッド規格省令第3条の2及び第14条関係）

- ・有効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・カバーを装着した閉鎖型スプリンクラーヘッド

（2）国際規格との整合化

国際標準化機構の規格との整合化を図るため、以下の事項について、所要の規定の整備を行いました。（スプリンクラーヘッド規格省令第5条の2及び第15条関係）

- ・標示温度の表示を既定色に限らず、数字等で表示する方法も採用
- ・閉鎖型スプリンクラーヘッドの耐食性向上のため、表面部分にワックスをコーティングする場合の規定を整備

② 規則

前①の有効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッドの規定の整備に併せて、スプリンクラー設備の水源水量の算出に係るヘッドの個数について、有

効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッドに対応した個数を定めるための規定の整備を行いました。(規則第13条の2及び第13条の6関係)

③ 動力消防ポンプ規格省令

脱炭素化に向けた対応として、動力消防ポンプ規格省令に、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機(モーター)を原動力に用いるもの(内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。)の規定の整備を行いました。(動力消防ポンプ規格省令第2条関係)

④ ホース規格省令

ホース規格省令第47条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行いました。(ホース規格省令第2条関係)

- ・呼称150を超える「大量送水用」消防用ホース

⑤ 結合金具規格省令

(1) 先進事例の一般化

結合金具規格省令第28条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行いました。(結合金具規格省令第2条関係)

- ・呼称150を超える「大量送水用」消防用ホースの結合金具

(2) 日本産業規格との整合化

日本産業規格(JIS)の規格番号等の整合を図るため、所要の規定の整備を行いました。

⑥ 蓄電池設備の基準及び点検基準及び点検票様式の一部を改正する件

(1) 直交変換装置に用いられる半導体素子が指定されている規定中、「絶縁ゲートバイポーラトランジスタ」を、より一般化した「トランジスタ」に改めるため、規定の整備を行いました。(蓄電池設備の基準第二三(八)関係)

(2) 機器点検における蓄電池設備の構成部品である充電装置、逆変換装置及び直交変換装置について、それぞれ電池種別を限定した規定を削除するため、規定の整備を行いました。(点検基準及び点検票様式別表第25関係)

(3) 日本産業規格との整合化

日本産業規格(JIS)の規格番号等の整合を図るため、所要の規定の整備を行いました。

3 施行日、経過措置

本改正省令等は令和7年7月30日(水)に公布・施行されました。

なお、施行の際に、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッド等に係る型式承認は、改正省令による改正後の規格省令等による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けています。

4 終わりに

本稿では、改正省令等の内容について概観しましたが、改正省令等の公布と同日に発出した「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等に係る運用について(通知)」(令和7年7月30日付け消防予第331号)及び「「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について(通知)」の一部改正について」(令和7年7月30日付け消防予第333号)も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いします。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定です。

問合せ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523



危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（リチウムイオン蓄電池に関する危険物法令の改正概要）

消防庁危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第191号。以下「改正政令」という。）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第49号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和7年総務省告示第161号。以下「改正告示」という。）を令和7年5月14日に公布しました。本稿では、改正政令等のうち、リチウムイオン蓄電池に関する改正の概要について一部紹介します。

なお、法令名については次のとおり略称を用いましたのでご承知ください。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）…危政令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）…危規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）…危告示

2 改正の背景

リチウムイオン蓄電池に使用されている電解液は、一般的に、消防法令上の危険物（第4類第2石油類等）に該当し、一定量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物規制が適用されます。

そのような中、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされたほか、「一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備につい

て、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされました。

このことを踏まえ、消防庁では「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、工場等におけるリチウムイオン蓄電池に関する規制について検討し、規制の見直しを行ったものです。

3 改正政令及び改正省令の概要

(1) 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

電気自動車（EV）の組立工場等においてリチウムイオン蓄電池（以下単に「蓄電池」という。）を製品に組み込む作業は、一般的に消防法令上の危険物の取扱いに該当し、一定数量以上の蓄電池を取り扱う工場等については、危険物施設（一般取扱所）としての技術上の基準に適合する必要があります。

例えば、従来ガソリン車の製造等を行っていた組立工場等の既存施設を電気自動車（EV）の組立工場等として使用するためには、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離や危険物施設の周囲に設ける保有空地が必要となるほか、工場等の全体に泡消火設備等を設置するなど、当該既存施設を技術上の基準に適合させるための大幅な改修工事等が必要となります。

このことを踏まえ、次のアからウの作業ごとの危険性に応じた安全対策を講じる場合は、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離や危険物施設の周囲に設ける保有空地等の規定を適用しない特例規定を設けたほか、アからウの作業を行う部分をそれぞれ一の危険物施設として建築物の一部に設けることができるものとなりました（危政令第19条第2項第5号の2、危規則第28条の54第5号の2、第28条の59の2関係）。

以下に各作業の主な安全対策を示します。

ア 蓄電池を製造する作業

(ア) 危険物の流出、危険物への引火、延焼拡大を防止するための対策として、次に掲げる基準に



適合すること。

- i 液状の危険物を取り扱う設備の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- ii 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空地を設けること。
- iii 危険物を取り扱う設備は、当該内部で発生した可燃性の蒸気等が当該設備の外部に拡散しない構造等とすること。
- iv 蓄電池の充電率は、蓄電池を充電・放電作業を行う場合を除き、60%以下とすること。
- v 危険物を取り扱う設備及びその周囲等に泡消火設備等を設けること。

(イ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること。

(ウ) 危険物施設（蓄電池を製造する作業）として建築物の一部に設ける場合、製造する作業等を行う部分は、その他の部分と耐火構造の壁等で区画すること。

イ 蓄電池や当該蓄電池を用いた製品を組み立てる作業
(ア) 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3 m未満となる場所をいう。）であって、当該蓄電池に用いられる危険

物の数量の総和が指定数量以上となるもの（ウ（ア）に規定する充放電作業場所を除く。以下「集積場所」という。）は、次の i 又は ii に掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

- i 充電率が30%を超え60%以下の蓄電池で、次の（i）から（iv）までに適合すること。
 - (i) 集積場所の周囲に幅3 m以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から3 m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - (ii) 一の集積場所の床面積は、20㎡以下とすること。
 - (iii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。
 - (iv) 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

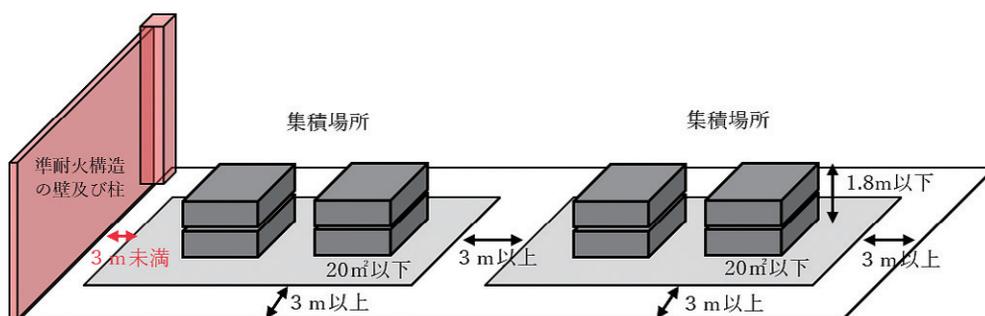


図1

ii 30%以下の蓄電池で、次の（i）又は（ii）に適合すること。

- (i) i (i) から (iv) までに適合すること。
- (ii) i (i) 及び (iv) のほか、次の①から③までに適合すること。

① 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床

面積が20㎡以下であるものをいう。）と他の集積単位との間に4（2）で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅3 m以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

② 床面から蓄電池の上端までの高さは、6 m以下とすること。



- ③ 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を

設ける場合は天井）までの高さは、2 m 以上とすること。

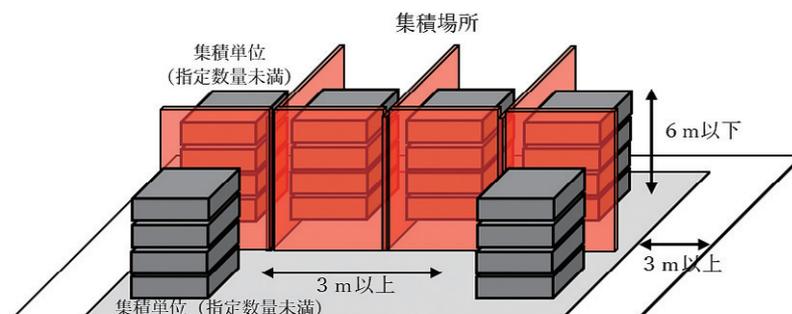


図2

- (イ) 蓄電池は、4（1）に定める基準に適合するものであること。
- (ウ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること（ア（イ）と同じ）。
- (エ) 危険物施設（蓄電池等を組み立てる作業）として建築物の一部に設ける場合、組み立てる作業等を行う部分は、その他の部分と準耐火構造の壁等で区画すること。

ウ 蓄電池を充電・放電する作業

- (ア) 蓄電池を充電し、又は放電する作業を行う場所（以下「充放電作業場所」という。）は次のいずれかの対策を講ずること。
 - i 充放電設備をキュービクル式のものとする
 - ii 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の（i）及び（ii）を満たすこと。
 - (i) 充放電作業場所は、一の充放電作業場所の床面積を20㎡以下とすることや床面から蓄電池の上端までの高さを1.8m以下とすること等の基準に適合すること。
 - (ii) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置又は4(5)に定める耐火性を有する材料で造られた箱の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置等を講ずること。
 - iii 蓄電池の充電率を60%以下に制御し、かつ、充電作業場所はイ（ア）i 又はiiに掲げ

る充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

- (イ) 蓄電池は、4（1）に定める基準に適合するものであること（イ（イ）と同じ）。
- (ウ) 充放電作業場所は、所定の性能を有するスプリンクラー設備を設置すること。
- (エ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること（ア（イ）と同じ）。
- (オ) 危険物施設（蓄電池を充電・放電する作業）として建築物の一部に設ける場合、充電・放電する作業を行う部分は、その他の部分と準耐火構造の壁等で区画すること。

(2) 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵等する屋内貯蔵所の特例規定の整備（一棟規制）

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、次に掲げる基準に適合するもの（設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離、危険物施設の周囲に設ける保有空地及び貯蔵倉庫の軒高や面積等の規定は、適用しないこととしました（危規則第16条の2の8第3項関係）。

- ア 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。
- イ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。
- ウ 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。
- エ 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うた



- めに必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- オ 蓄電池の充電率は、60%以下とすること。
- カ 蓄電池は、4（1）で定める基準に適合するものであること。
- キ 蓄電池の周囲3m以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであって、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、クに規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。
- ク 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、（1）イ（ア）の集積場所の規定の例によること。
- ケ 貯蔵場所（貯蔵場所の周囲に設ける空地を含む。）の床面積（第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。）の合計が1,500㎡を超える場合は、床面積1,500㎡以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画す

- ること。
- （ア） 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- （イ） 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。
 - i 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
 - ii 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- （ウ） 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所までの水平距離が50m以下となるようにすること。
- コ 危規則第35条の2第4項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

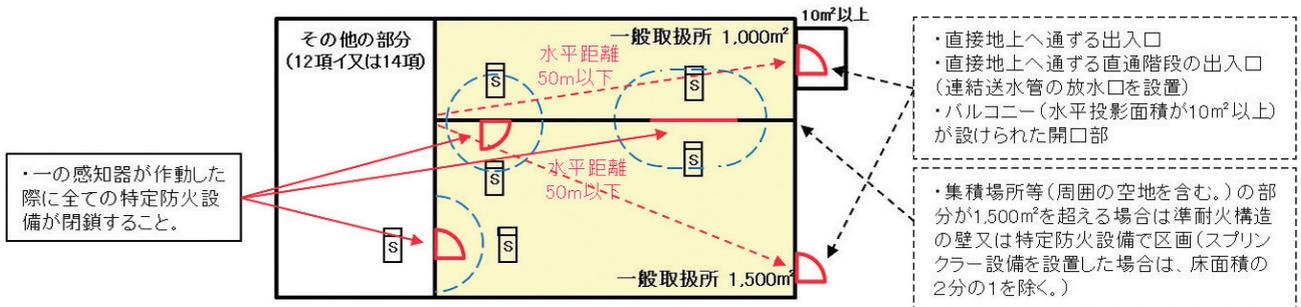


図3

(3) 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵等する屋内貯蔵所の特例規定の整備（部分規制）

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、次に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであって、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従って、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離、危険物施設の周囲に設ける保有空地及び独立した専用の建築物等の

規定は、適用しないこととしました（危規則第16条の2の8第4項関係）。

- ア（2）オからコまでの規定の例によること。
- イ 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。
- ウ 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。
- エ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

オ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次の（ア）又は（イ）に掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（ア） 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

（イ） 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

i 一の特定防火設備の面積は、 30m^2 以下であること。

ii 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当

該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。

iii 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（i） 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。

（ii） 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

iv 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。

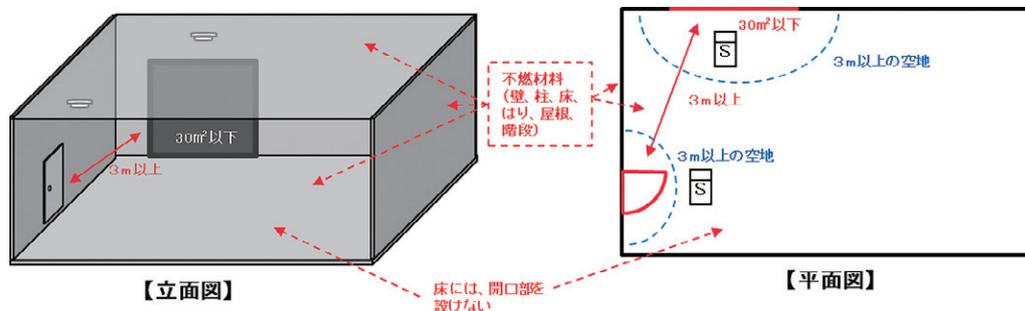


図4

カ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、（2）エの例による設備を設けること。

キ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

（ア） その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者同一であること。

（イ） その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

ク 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、危政令第9条第1項第1号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次の（ア）及び（イ）

によること。

（ア） 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m（保安対象用途が危政令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次のi及びiiのいずれにも該当する場合は、この限りでない。

i 指定数量の倍数が30未満であること。

ii 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（イ） 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次のi及びiiによること。

i 屋内貯蔵所の用に供する部分を經由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

ii 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の

避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

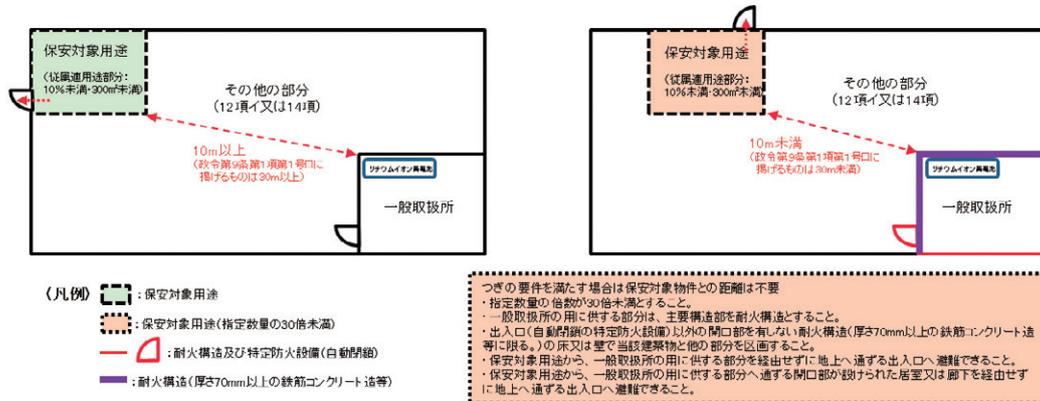


図5

(4) 消火設備の基準に係る特例規定の整備

これまでの基準では、一定数以上の蓄電池を置く施設には、スプリンクラー設備の設置は認められず、泡消火設備等を設置する必要がありました。これは、ガソリン等の水による消火が適さない危険物を想定したものであり、蓄電池のみを取り扱う施設を想定したものとなっていませんでした。

一方、欧米の基準では、蓄電池を設ける場合の消火設備として、スプリンクラー設備を設けることとされているほか、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」(令和3年度から令和4年度)において実証実験を実施した結果、蓄電池が延焼拡大した場合の消火について、スプリンクラー設備が有効であることが確認されていました。

これらのことから、蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所や蓄電池を製造する作業等を専ら行う一般取扱所等のうち、危規則第16条の2の8第3項や危規則第28条の54第5号の2等に掲げる基準に適合し、かつ、次に掲げる基準に適合するものについては、危政令第20条第1項各号及び第2項の規定は適用しないこととしました(危政令第20条第3項、危規則第35条の2、第35条の3、第35条の4関係)。

ア 貯蔵倉庫や工場(建築物の一部に屋内貯蔵所等が存する場合は、屋内貯蔵所等の用に供する部分)(ウの規定により第三種、第四種及び第五種の消火設備を設ける部分以外の部分に限る。)に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備をイに掲げる基準に適合するように設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプ

リンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等(消火設備に限る。)(消防法施行令第10条に規定する消火器具を除く。)を設置しないことができる。

イ (1) イ(ア)や(2)ク等に規定する貯蔵場所・集積場所(以下「貯蔵場所等」という。)に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。

(ア) スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが9m以下の位置にある天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面)に設けること。

(イ) スプリンクラー設備の放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。(ウ)及び(エ)において同じ。)が貯蔵場所等及びその周囲6mの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から6m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもって足りる。

(ウ) 水源は、その水量が(イ)の放射能力範囲(当該範囲の床面積が230㎡以上となる場合にあつては、床面積230㎡の範囲)に(エ)の性能により60分間(4(3)で定める要件を満たす場合は、30分間。(オ)において同じ。)放水することができる量以上の量となるように設けること。

(エ) (イ)の放射能力範囲内の放水密度が12mm毎

分以上となる性能のものとする。

(オ) スプリンクラー設備を60分以上有効に作

動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

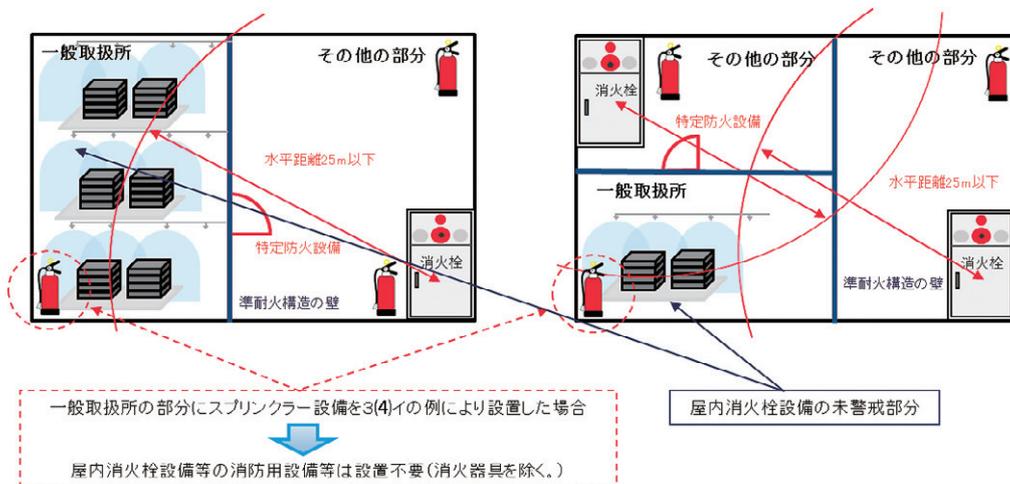


図6

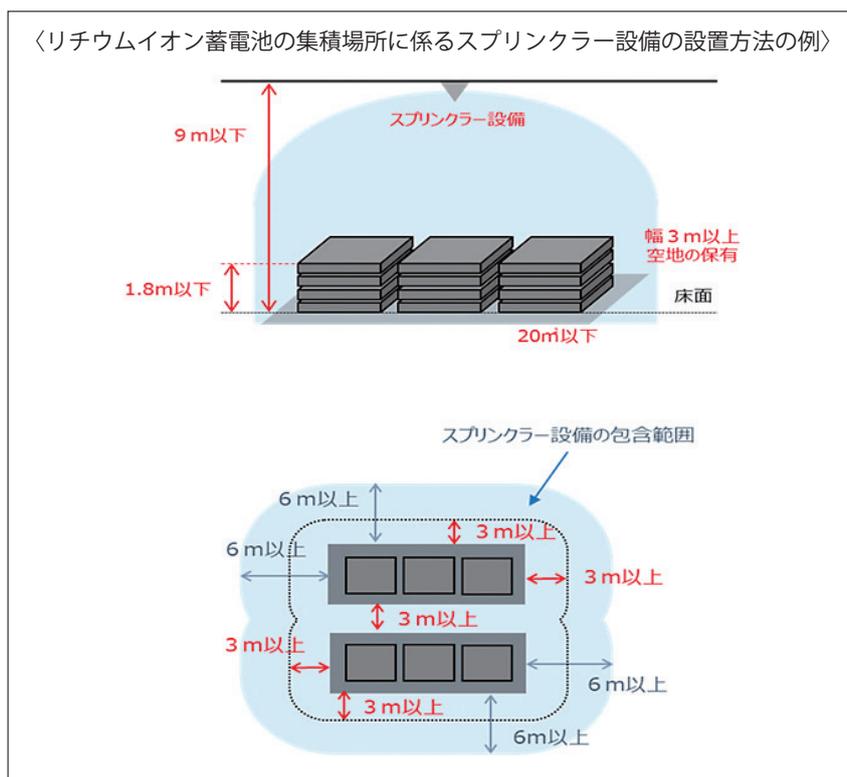


図7

ウ 蓄電池を製造する作業等を専ら行う一般取扱所等においては、液状の危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの火災を有効に消火できるよう第三種、第四種及び第五種の消火設備を設置すること((1)ア(ア) vと一部同じ)。

(5) 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備
現行基準では、液体の危険物は、タンクにより貯蔵す

る場合を除き、専用の容器に収納して貯蔵し、又は運搬することが求められますが、次に定めるいずれかの安全対策を講じた場合等は、危険性は十分に低減されることが考えられることから、容器に収納して貯蔵し、又は運搬する必要はないものとするのが適当であるとされました(危政令第29条第1項第1号口、危規則第40条第1項第2号、第43条の3第3項関係)。

ア 容器に収納しないことができる危険物に係る特例

規定の整備

次のいずれかの方法により貯蔵する場合には、専用の容器に収納しないことができる。

- (ア) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、又はこん包して貯蔵する方法
- (イ) 危告示第68条の2の3で定める基準に適合するキュービクル式の設備により貯蔵する方法
- (ウ) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を次に掲げる基準に適合するように貯蔵する方法
 - i 蓄電池を貯蔵する場所は、3(2)クの例によること。
 - ii 蓄電池の充電率は、60%以下であること。
- (エ) 4(5)で定める基準に適合する箱に入れて貯蔵する方法

イ 危険物の運搬における積載方法に係る特例規定の整備

次のいずれかの方法により運搬する場合には、専用の容器に収納せずに運搬することができる。

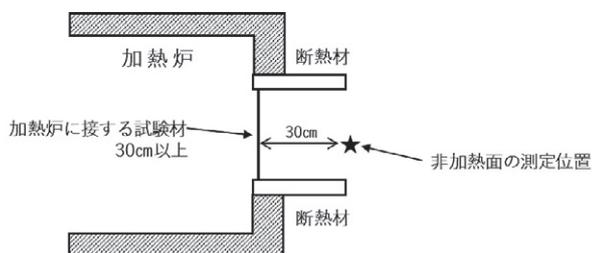
- (ア) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、若しくはこん包し、又は鋼製の箱に収納し、及び固定して運搬する方法
- (イ) 危告示第68条の2の3で定める基準に適合するキュービクル式の設備により運搬する方法
- (ウ) 4(6)で定める基準に適合する箱に入れて運搬する方法
- (エ) 4(7)定めるところにより運搬する方法

4 改正告示の概要

(1) 蓄電池の基準

危規則第28条の59の2第4項第2号等に定める基準に適合する蓄電池は、次に掲げるものに適合するものとしてしています(危告示第4条の2の3関係)。

- ア 日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第2部：安全性要求事項」
- イ 日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム-電力システムに接続される電気エネルギー貯



蔵システムの安全要求事項-電気化学的システム」

ウ ア及びイと同等以上の出火又は類焼に対する安全性を有するものであること。

(2) 遮蔽板の基準

危規則第28条の59の2第2項第8号ロ(2)(i)等で定める遮蔽板は、その材料が図8に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとしてしています(危告示第68条の2の2関係)。

＜遮蔽板の材料の基準について＞

- 1 試験方法
 - (1) 加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火災、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を計測する。
 - (2) 試験材の一边の長さは30cm以上とする。
 - (3) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。
 $T = 345 \log_{10}(8t + 1) + 20$ (Tは平均炉内温度(°C)、tは試験の経過時間(分))
 - (4) 非加熱面側の温度は、当該面から30cm離れた位置で計測する。
- 2 合格基準

次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に合格するものと判定する。

 - (1) 試験開始から60分間、次のアからウを満たすこと。
 - ア 非加熱面へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
 - イ 非加熱面で10秒を超えて継続する発炎がないこと。
 - ウ 火炎が遠る亀裂その他の損傷を生じないこと。
 - (2) 試験開始から60分後における非加熱面側の温度の値が80°Cを超えないこと。

図8

(3) スプリンクラー設備の水源の特例

危規則第35条の2第4項第2号ハ等で定める要件は、次のとおりとしています(危告示第68条の2の4関係)。

- ア スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。
- イ スプリンクラー設備の送水口から100m以内の距

離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則第34条の2の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域)を30分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

(4) 蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準

危規則第35条の4第3項で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ2.4m以下であり、かつ、次の要件を満たすこととしています（危告示第68条の2の5関係）。

ア 棚に設ける蓄電池の容量120kW時を超える場合は、当該蓄電池を120kW時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。

イ 棚は、幅2.2m以下ごとに、厚さ0.9mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。

ウ 棚の周囲には、イにより遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備（不燃材料又は難燃処理を施した材料で造ったものに限る。）

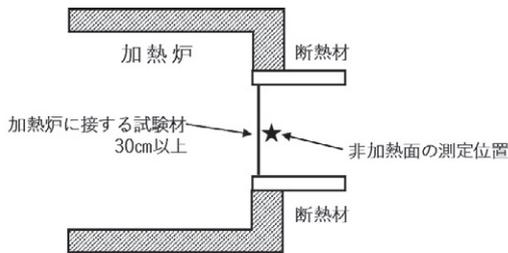
を設ける場合を除き、1.2m以上の幅の空地を保有すること。

(5) 容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準

危規則第40条第1項第2号ニで定める基準に適合する箱は、次のとおりとしています（危告示第68条の2の7関係）。

ア 箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(ア) 第一試験は、図9に定めるところにより行い、合格基準を満たすものであること。



第一試験

1. 試験方法

- (1) 加熱炉に1枚の試験材を設置する。
- (2) 加熱炉により、アの試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認する。
- (3) 試験材の一边の長さは30cm以上とする。
- (4) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。
 $T=345\log_{10}(8t-1)+20$ (Tは平均炉内温度(°C)、tは試験の経過時間(分))

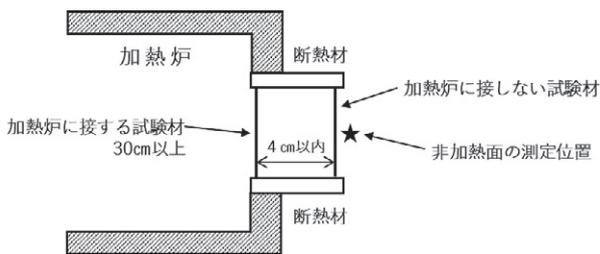
2. 合格基準

試験開始から60分間非加熱面が次の(1)から(3)までを満たすこと。

- (1) 非加熱面へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
- (2) 非加熱面へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。
- (3) 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

図9

(イ) 第二試験は、図10に定めるところにより行い、合格基準を満たすものであること



第二試験

1. 試験方法

- (1) 加熱炉に2枚の試験材を設置する。
- (2) 試験材の間隔は4cm以内とする。
- (3) 加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定する。
- (4) 試験材の一边の長さは30cm以上とする。
- (5) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。
 $T=345\log_{10}(8t-1)+20$ (Tは平均炉内温度(°C)、tは試験の経過時間(分))

2. 合格基準

試験開始から60分後における非加熱面の温度が80°Cを超えないこと。

図10

(ウ) 炎又は熱が容易に伝ばするような隙間を有さないものであること。

(エ) イ(イ)の最大重量の物品を収納し、かつ、イ(ウ)の最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすものであること。

i 当該箱の上部にかかる荷重によって生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容応力を超えな

いものであること。

ii 15度傾けた場合に、転倒しないものであること。

(オ) 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

イ 箱の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

(ア) リチウムイオン蓄電池を収納している旨

- (イ) 収納する物品の最大重量
 - (ウ) 最大積載高さ
 - (エ) 最大積み重ね荷重
 - (オ) 機械により荷役することができない旨の表示
(機械により荷役しないものに限る。)
- ウ 箱の最大積載高さは、6 m以下とすること。

(6) 運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準

危規則第43条の3第3項第3号で定める基準に適合する箱は、(5)ア及びイの規定の例によるほか、次のとおりとしています(危告示第68条の6の6関係)。

ア 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

イ 箱の最大積載高さは、3 m以下とすること。

(7) 運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する方法

危規則第43条の3第3項第4号で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられる蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであることとしています(危告示第68条の6の7関係)。

5 おわりに

ここまで、リチウムイオン蓄電池に係る改正政令等の内容について概観しました。なお、本記事は改正政令等の一部を抜粋したものであることを申し添えるとともに、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について(令和7年5月27日付け消防危第116号)も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いします。

問合せ先
消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

1 はじめに

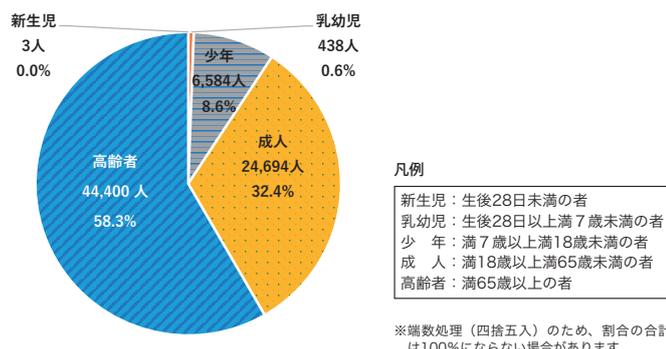
消防庁では、平成20年から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っています。令和7年は記録的な暑さが続き、5月1日から8月17日までに76,119人（※速報値）の方が熱中症で救急搬送されており、6月が過去最多、7月が過去3番目の搬送人員となるなど、調査開始以降最多となった令和6年同様、厳しい状況となっています。今回は、熱中症による救急搬送の状況等について詳しくご説明します。

2 熱中症による救急搬送状況

① 年齢区分別の救急搬送人員（図1）

5月1日から8月17日までの熱中症による救急搬送人員の合計76,119人のうち、高齢者が44,400人（58.3%）と最も多く、次いで成人24,694人（32.4%）、少年6,584人（8.6%）などとなっています。約6割を占める高齢者は、暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

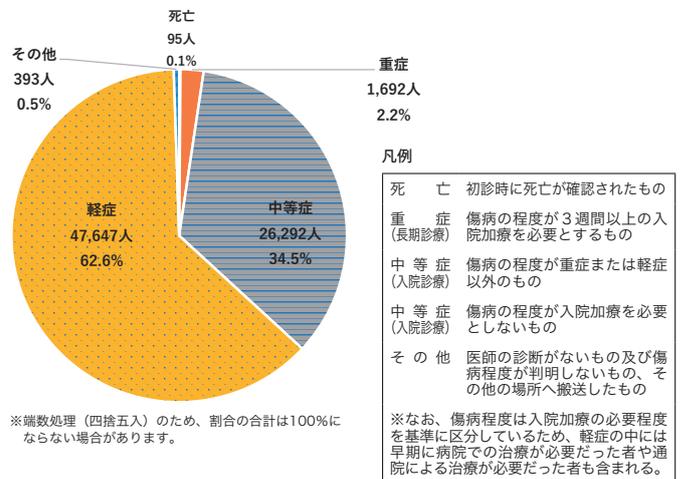
図1 年齢区分別（構成比）
令和7年 総搬送人員76,119人



② 傷病程度別の救急搬送人員（図2）

5月1日から8月17日までの熱中症による救急搬送人員の合計76,119人のうち、軽症が47,647人（62.6%）と最も多く、次いで中等症26,292人（34.5%）、重症1,692人（2.2%）、死亡95人（0.1%）などとなっており、入院が必要となる中等症以上と診断された搬送人員が約4割を占めています。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

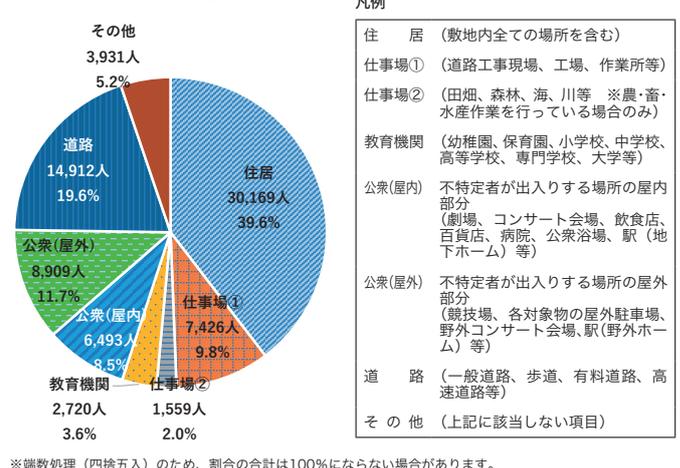
図2 初診時における傷病程度別
令和7年 総搬送人員76,119人



③ 発生場所別の救急搬送人員（図3）

5月1日から8月17日までの熱中症による救急搬送人員の合計76,119人のうち、住居が30,169人（39.6%）と最も多く、次いで道路14,912人（19.6%）、公衆（屋外）8,909人（11.7%）、仕事場①7,426人（9.8%）、公衆（屋内）6,493人（8.5%）などとなっています。

図3 発生場所別（構成比）
令和7年 総搬送人員76,119人



④ 都道府県別の救急搬送人員 (図4)

5月1日から8月17日までの熱中症による救急搬送人員の合計76,119人のうち、東京都が6,854人と最も多く、次いで大阪府5,393人、愛知県4,990人、埼玉県4,630人、神奈川県3,733人となっています。

⑤ 週別の救急搬送人員 (図5)

週別の救急搬送人員は、6月中旬までは200～1,200人前後で推移していましたが、6月中旬以降急増し、特に6月30日の週及び7月21日の週は10,000人以上となっています。

図4 都道府県別熱中症による救急搬送人員
前年同時期との比較 (累計：5月1日～8月17日)

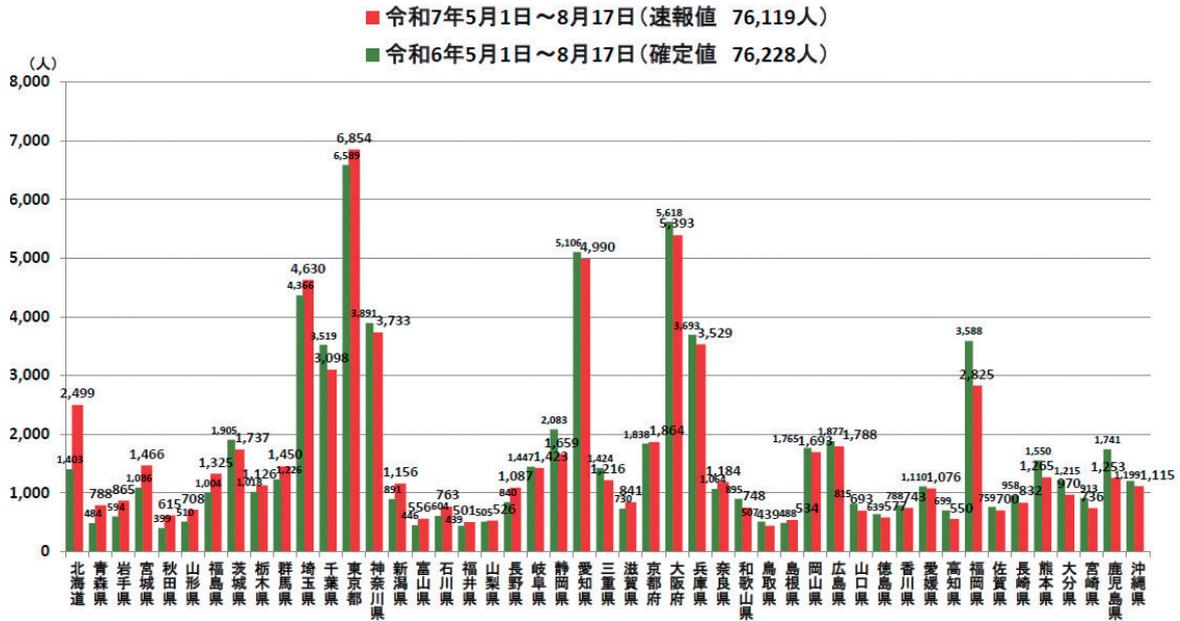
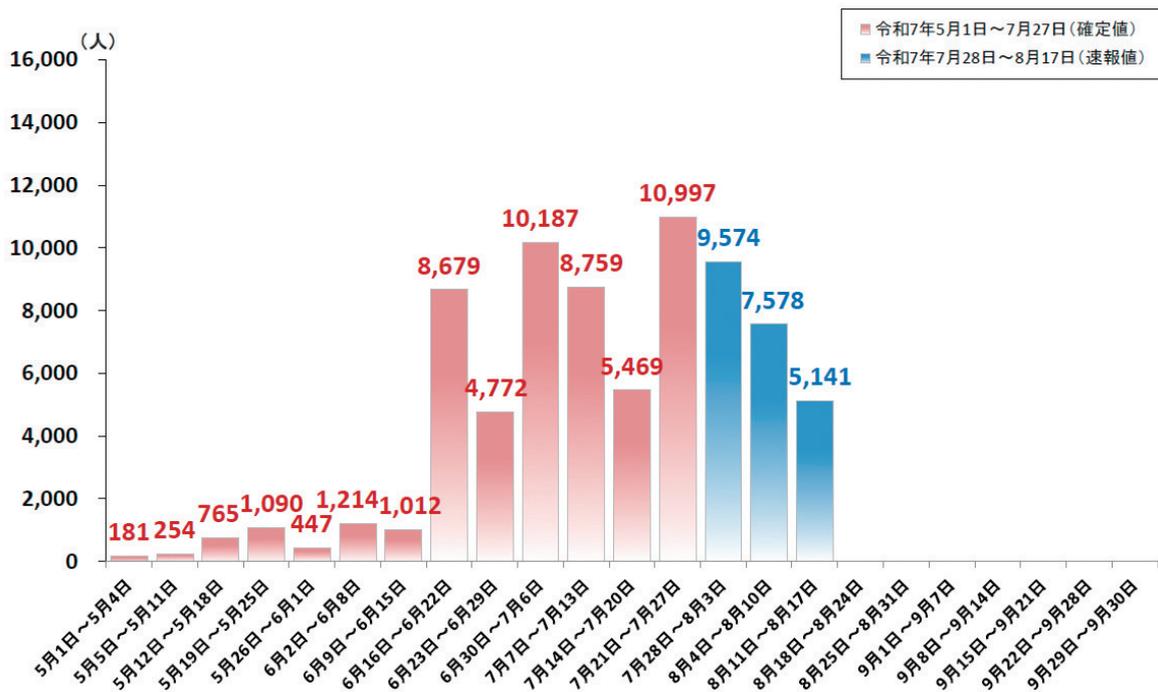


図5 熱中症による救急搬送人員 (週別推移)



3 消防庁における熱中症予防啓発の取組

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている熱中症予防啓発の取組をまとめた熱中症予防啓発取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載しているほか、X（旧Twitter）でも熱中症の予防について発信しています。

また、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁や官民連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施しています。



【ポスター】



【消防庁Xでの広報】

4 熱中症予防のポイント

東京都のデータでは、お亡くなりになられた方の8割以上が高齢者で、また、8割以上がエアコンを使っていなかったというデータがあります。こうした点を踏まえて、熱中症を予防するために、改めて以下の項目を心がけて下さい。

- ・喉の渇きを感じる前のこまめな水分補給や適切な塩分補給
- ・室内の温湿度をこまめに測るとともに、エアコン・扇風機をためらわずに使う
(エアコンが使用できないときは、涼しい服装に着替え、濡れたタオル等を肌当て、うちわであおぐと熱が放散される)
- ・屋外の作業ではこまめに休憩をとる
- ・熱中症警戒アラートが発表されるような日は、外出をできるだけ控え暑さを避ける

5 おわりに

多くの方が病院に運ばれたり、亡くなったりする、熱中症を引き起こす猛暑は、もはや「災害」といっても過言ではありません。屋内外や昼夜を問わず、ご自身の命を守るため、基本的な熱中症予防対策を徹底するとともに、周りの人や離れて暮らすご家族等への呼びかけも重要です。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

【参考】消防庁熱中症情報

<https://www.fdma.go.jp/disaster#anchor-07>

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています

【参考】熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

問い合わせ先

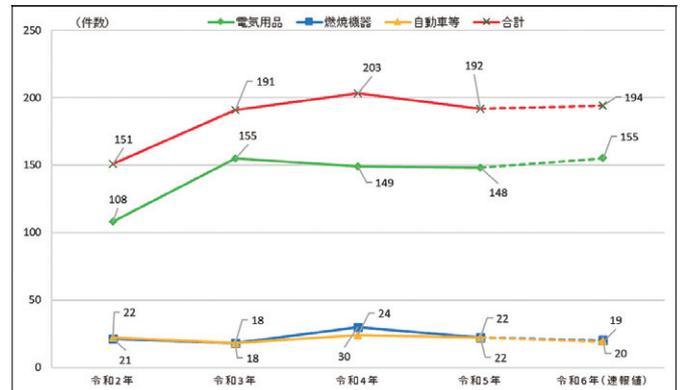
消防庁救急企画室 竹田、松田、三宅
TEL: 03-5253-7529

令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果

予防課

図：最近5年間における製品火災件数の推移

単位：(件)



1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、電気用品、燃焼機器及び自動車等といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

2 令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について

令和6年中に発生した製品火災（電気用品、燃焼機器及び自動車等の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数^{※1}について図及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は電気用品が155件、燃焼機器が20件、自動車等が19件となっています。

なお、電気用品の火災のうち最も多く発生しているのはバッテリー及びバッテリーを含めた電気用品、燃焼機器の火災のうち最も多く発生しているのはガストーチバーナーでした。

※1 令和6年の件数は令和7年5月31日時点の速報値。
このほかに消防機関が出火原因を調査中のものが90件ある。以下同じ。

表1：令和6年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	電気用品	燃焼機器	自動車等	全体
製品火災	155	20	19	194
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	712	67	297	1076

※1 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 表1のほかに令和6年中に発生した製品火災で、消防機関が出火原因を調査中のものが90件ある。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

令和7年度「こども霞が関見学デー」の開催

総務課

1、「こども霞が関見学デー」について

「こども霞が関見学デー」は、平成8(1996)年度から毎年、文部科学省が「こども見学デー」の一環として実施しているイベントです。霞が関に所在する各府省庁等が連携し、子供たちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的としています。各府省庁等の特色を活かし、小・中学生等を対象に様々なプログラムを設けて実施しています。

2、令和7年度の開催について

今年度は8月6日(水)、7日(木)の2日間にわたって開催されました。消防庁では、「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『消防士の仕事を体験してみよう!』と題し、東京消防庁協力の下、各種ブースを設けました。今年度は新たなプログラムとして、先行車(電動トライク)に体験乗車し、写真撮影を行う「電動トライク乗車体験」を実施し、合計6つのプログラムを実地開催しました。

また、実地開催にご参加いただけなかった子供たちに向けて、消防の仕事や防災について学ぶことができるオンラインコンテンツも用意しました。

参加した子供たちは、各プログラムを通じて、普段体験することができない消防の仕事を体感し、目を輝かせ、楽しみながらも時折真剣な表情で学んでいました。



総合受付の様子

2日間の開催で、約370名の子供たちにご参加いただき、大盛況のうちに幕を閉じました。

災害に負けるな! ~災害を疑似体験しよう~

VR*防災体験車によって、VR技術を活用し、火災、地震、風水害の防災訓練を体験するプログラムです。今回は、バーチャル空間でそれぞれの災害を疑似体験することにより、実災害の恐ろしさを知ること、命を守る行動について学ぶことができました。子供たちは、リアルな映像・振動に思わず声が出たり、手で頭を押さえたりと、VRを通して災害発生時の恐ろしさを感じ取っていました。

※「Virtual Reality」の略で、仮想的な空間を現実であるかのように体験できる仕組み。



火事だ! 火を消せ!

~消防服を着て、ホースと筒先で放水しよう~

消防服とヘルメットに身を包んだ未来の消防士たちが、放水体験を行うプログラムです。炎に狙いを定めて、放水による水圧に負けないようにしっかりと筒先を持ち、頼もしい姿で真剣に取り組んでいました。



命を救え！～心臓マッサージ、AEDを体験しよう～

心臓や呼吸が止まった傷病者を社会復帰に導くためには、バイスタンダー*による一次救命処置が非常に大切です。子供たちはいざという時のために、初動の対応、心臓マッサージの方法やAEDの使い方を学び、心肺蘇生法の一連の動作を体験しました。

※ けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人。



電動トライク乗車体験

電動トライクは、火災現場等への災害出動の際、道路が狭隘な地域でもいち早く現場に到着し活動にあたることを目的として、東京消防庁に配備されている車両です。このブースは、電動トライクに体験乗車し、消防士の目線を体感することができるプログラムです。消防服姿で乗車し思い出の1枚を撮影することができました。



リアルを体感せよ！

～ARゴーグルで防災体験訓練をしよう～

AR*ゴーグルを用いて、現実空間に仮想の火災を発生させ、手元のコントローラーを操作することにより、初期消火を体験するプログラムです。火災によって発生した煙が瞬く間に天井まで充満する映像が流れる中、子供たちは落ち着いて消火器による消火活動を行い、限られた噴射時間の中で無事消火することに成功していました。体験を通じて火と煙の恐ろしさについて学ぶことができました。

※ 「Augmented Reality」の略で、仮想の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせることで、現実を拡張し体験できる仕組み。



東京消防庁音楽隊による演奏会 ※7日のみ

中央合同庁舎第2号館1階アトリウムにおいて、東京消防庁音楽隊によるミニコンサートを開催しました。「ミッキーマウス・マーチ」、「マリーゴールド」や「ハローファイヤーマン」など、アンコールも含め全6曲をカラーガード隊の圧巻の演技とともに演奏していただきました。会場に響く音色に子供たちや保護者の方々のみならず、昼休憩中の総務省職員も聞き入っていました。



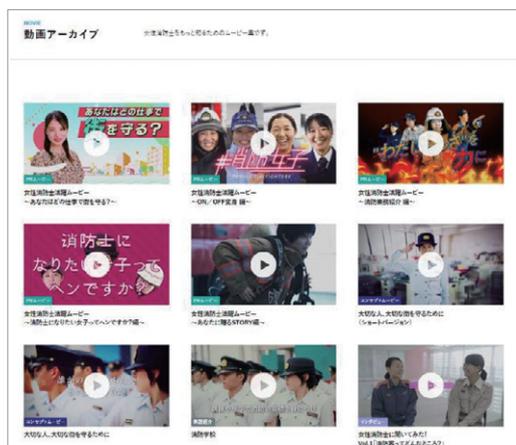
4、オンラインコンテンツのご紹介

消防の仕事を学ぼう！

～女性消防士の動画を通じて消防の仕事を学ぼう～

消防＝男性だけの仕事ではありません。現役の女性消防士が出演し、消防士員の仕事について動画で紹介しています。

https://www.fdma.go.jp/relocation/josei_shokuin/special/movie.html



わたしの防災サバイバル手帳

～クイズ形式と図解で災害について学ぼう～

大災害が発生した場合、どんな混乱が待ち受けているのか、救援が来るまでのあいだを生き抜くための知識を、クイズや図解を交えて親しみやすい内容として、楽しみながら学習できるようにしている「防災を身近に感じてもらうためのハンドブック」です。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/education/bousai/survival/>



こどもぼうさいランド

～クイズ形式で災害について学ぼう～

幼年から小学校低学年の子供たちを対象に、災害についてクイズ形式で学ぶことができます。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>



おわりに

本イベントにおいては、多くの子供たちにご来場いただき誠にありがとうございました。

消防庁では今後も、子供たちに消防の仕事について理解を深めてもらえるよう広報活動を行ってまいります。



全国消防イメージキャラクター「消太」と電動トライク

問合せ先
消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

消防庁では、10月1日に全国で一斉にマイナ救急を開始することとしています（※）、これに先立ち、9月9日「救急の日」に合わせて、政府広報によるテレビ、ラジオなど、多様なメディアを活用した積極的な広報を実施するとともに、マイナ救急を実際に活用した救急隊

員や病院の医師のインタビューを含めた、ドラマ仕立てのオリジナル動画を作成する予定です。これらの広報素材も利用しつつ、各消防本部とも連携した広報活動を展開していく予定です。

（※）一部の消防本部においては、すでに開始しています。

1 クリックニッポン（テレビ番組）

消防庁救急企画室職員がマイナ救急の紹介を行うとともに、すでにマイナ救急を実施している奈良県広域消防組合消防本部での活用事例を紹介。



舞台は、ニッポンの今を調査する研究所。今や誰もが“クリック”ひとつで知りたい情報をチェックする中、クリックして、その先をもっと知りたくなる！暮らしをより豊かにするヒントを皆藤愛子&JOYの研究員コンビが徹底調査。どこよりもわかりやすくお伝えしていきます。絶え間なく進化を続ける“ニッポンの今”がわかる番組です。



適切な処置 搬送先の医療機関の円滑な選定ができるようにする取組です



適切な処置や円滑な搬送病院の選定が可能になります

○政府広報オンライン オンデマンド配信

https://www.gov-online.go.jp/media/tv_programs/

2 杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより (ラジオ番組)

消防庁救急企画室職員がマイナ救急の紹介を行うとともに、パーソナリティとのトーク形式で、マイナ救急の疑問点について解説。



「もっと知りたい!」「学びたい!」。
パーソナリティの杉浦太陽さん、村上佳菜子さんは好奇心旺盛。そんな二人が、あしたの暮らしがもっと豊になる情報や、気になるトピックをピックアップして、誰もが今よりちょっと成長することを目指す学びのプログラムです。



○政府広報オンライン オンデマンド配信
https://www.gov-online.go.jp/media/radio_programs/

問合せ先
消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年度に創設され、30年間で計47回の災害に出動し、国民の期待に応えるべく活動してきたところです。

消防庁では、緊急消防援助隊の指揮及び現場活動能力、関係機関との連携活動能力等の向上を図るほか、受援都道府県の緊急消防援助隊の受け入れ体制、指揮活動能力の強化を図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下、「ブロック訓練」という。）を実施しています。

ブロック訓練では、地震や土砂風水害等に起因する大規模な災害を想定した図上訓練や実動訓練を実施し、緊急消防援助隊に関する要綱や部隊運用、各都道府県・消防本部の応援計画等について検証するとともに、緊急消防援助隊及び各関係機関との連携強化を図っています。

また、能登半島地震をはじめとした実災害及び過去のブロック訓練等から得た教訓を踏まえた重点的に取り組むべき内容を「令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項」（令和7年3月28日）として通知しています。

通知の主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 受援計画に基づいた活動の展開と検証のため、災害時の組織体制、人員配置や役割分担、応援等要請の基準や意識決定プロセス、具体的な判断基準や対応方法などを事前に明確化し、受援計画に定めるとともに、訓練を通じて計画の実効性の確認、評価、検証を実施し、結果に応じた見直しを図ることに重点を置いた訓練を実施する。
- (2) 道路の狭隘化や完全寸断等により、災害現場まで容易に陸路進出ができない場合においても、小型車両、重機、消防防災ヘリ、関係機関（自衛隊、海上保安庁等）が保有する航空機や船舶を活用するなどし、災害現場に部隊や資機材を投入するとともに、進出後の効果的な活動にも重点を置いた訓練を実施する。
- (3) 第5期緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画において新設した部隊の運用の検証及び推進・定着を目的とした訓練を実施する。

2. 実施日及び実施場所（令和7年9月1日時点予定）

ブロック	実施日	主な実施場所
北海道東北	10/10（金）～10/11（土）	山形県新庄市
関東	11/12（水）～11/13（木）	茨城県ひたちなか市
中部	11/15（土）～11/16（日）	岐阜県高山市
近畿	10/25（土）～10/26（日）	奈良県北葛城郡広陵町
中国・四国	11/1（土）～11/2（日）	鳥取県鳥取市
九州	11/8（土）～11/9（日）	大分県大分市

3. 主な訓練内容（予定）

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部において、被害状況と消防力を比較・分析し、緊急消防援助隊の応援要請等により、適切に消防力を確保するとともに、デジタルを活用した情報収集、緊急消防援助隊の受入体制、運用体制の構築及び航空運用調整班における各種航空調整等に対応する訓練（図上訓練）を実施します。

また、被災地消防本部に指揮本部、指揮支援本部及びヘリポート等に航空指揮本部を設置し、消防応援活動調整本部や航空運用調整班と連携した災害対応訓練を実施します。



令和6年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（香川県）



(2) 部隊進出訓練

応援出動する緊急消防援助隊の各部隊が被災都道府県に進出する部隊進出訓練を実施します。

応援部隊は、各都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ迅速に出動し、当該計画等の実効性を検証します。

また、道路寸断等により陸路での進出が困難な場合を想定し、関係機関（自衛隊、海上保安庁等）と連携し輸送機等により空路、海路による被災地への進出などについても検証を行います。

応援出動する各部隊は、出動途上から緊急消防援助隊動態情報システム（DJIS）等を活用し、情報共有及び連絡体制の強化を図ります。



令和6年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練
自衛隊輸送機を活用した部隊進出訓練（長崎県）

(3) 部隊運用訓練

地震、土砂風水害、林野火災等の大規模な災害を想定した実践的な訓練（実動訓練）を実施します。

各訓練場所では、緊急消防援助隊により消火・救急・救助活動等を実施するとともに、自衛隊、海上保安庁、警察、DMA T等の関係機関と連携しながら、災害の様態に応じた効果的な活動を展開します。

また、ドローンや映像伝送装置等の映像を指揮活動に活用するとともに、消防庁から無償使用制度により貸与された水陸両用車や重機等の特殊車両の災害対応能力についても検証します。



令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
土砂災害救助訓練訓練（静岡県）

(4) 後方支援活動訓練

継続的な現場活動の支援を目的として、宿営場所の設置や食料等物資搬入など、緊急消防援助隊を後方から支援する訓練を実施します。

宿営場所では、多くの隊員が共同で食事や休憩等を行うことから、感染症等からの汚染・感染予防を考慮したデコンタミネーションを強化するとともに、拠点機能形成車の共同使用やエアートント等を使用した宿営訓練など、都道府県単位での運用強化を図る訓練を実施します。



令和6年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練
活動調整会議（秋田県）

4. おわりに

今年度は、令和6年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の課題に加え、令和6年奥能登豪雨災害や全国各地で発生した林野火災における活動上の課題等も踏まえ、緊急消防援助隊の指揮・活動能力、連携活動能力の向上を図るとともに、受援都道府県及び被災地消防本部の一層の受援力強化に取り組んでまいります。

最後に、今年度のブロック訓練の開催にあたり、多大な御協力をいただいております開催県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ、心より感謝申し上げます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569（直通）

消防・警察合同水難救助訓練の実施について

小山市消防本部

小山市消防本部では、令和7年7月8日（火）、栃木県小山警察署と合同で水難救助訓練を実施しました。この訓練は、水難事故に備え、消防・警察の連携を強化し、的確な救助活動を実施することを目的として実施したものです。

訓練内容は、想定訓練と、お互いが所有する水難救助資機材の確認訓練を行い、消防・警察それぞれ単独の訓練では得られない視点や判断の共有ができ、有意義な訓練となりました。

中田消防長は、「互いの専門性を生かして活動できるよう、定期的に合同訓練を行う。」と、訓示で強調しました。



ドライブシミュレーターを活用した安全運転講習会を実施しました

新潟市消防局

新潟市西消防署では、令和7年1月29日、新潟西警察署交通課から講師をお招きし、安全運転講習会を実施しました。

この講習会は、冬季における交通事故防止の徹底を図るため、交通事故の統計や傾向をご講話いただくとともに、新潟西警察署のドライブシミュレーターを活用し、危険予知トレーニングを行いました。

新潟市内、冬季は凍結、圧雪による路面状況の不良や吹雪による視界不良になることが多いため、今後も交通事故防止に万全を期してまいります。



危険予知トレーニングの様子

消防通信 望楼 ぼうろう

消防防災ヘリコプターと連携訓練を実施

松本広域消防局

松本広域消防局は令和7年5月21日、長野県消防防災航空隊と連携訓練を実施しました。訓練では、林野火災への対応として消防防災ヘリコプター「アルプス」によるバケット消火と補水要領、地上への隊員投入、バーチカルストレッチャーとキャリングラックを用いた揚取訓練などを行い、空と陸の協力体制を確認しました。実践的な訓練を通じて、現場での対応力向上につながる貴重な機会となりました。訓練の様子はショート動画3本にまとめ、YouTubeで公開していますので、ぜひご覧ください。



消防協力者（初期消火者）に感謝状を贈呈

東大阪市消防局

令和7年5月3日、当市管内のコンビニエンスストアにおいて、フライヤー（揚げ物調理器）から出火する火災が発生しました。

来店していた男性は、バックヤードのフライヤーから炎があがっていることを確認したため、消火器で迅速かつ確かな初期消火を行い、火災の拡大を防ぎました。

男性の行動により、けが人等はなく、物的被害もフライヤーの一部焼損のみにとどまりました。このような迅速かつ冷静な判断と行動に、令和7年6月14日、東大阪市中消防署長から感謝状が贈られました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



幹部科における教育訓練 ～時代を見据えた教育～

消防大学校における総合教育の主体となる「幹部科」は、近年多発している自然災害の激甚化、社会インフラの老朽化に伴う災害などの大規模災害への対応力・指揮能力の向上のほか、安全管理や現場経験の少ない若手職員に対する指導を強化するため、消防職員幹部として発する言葉や行動の質を追求することに加え、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、人事管理、予算要求、議会対応や市町村部局との連携等の行政運営能力を向上させ、消防全体における組織力の底上げを図ることを目的に年4回実施しています。

令和7年度の「幹部科（第81期）」では、5日間（6月2日から6日まで）のリモート講義に続く、28日間（6月9日から7月16日まで）に及ぶ消防大学校での集合教育で構成した教育訓練を終え、60名の学生全員が無事に卒業しました。

本年度も消防行政を取り巻く現状を踏まえ、次のとおり授業科目の新設を行いました。

○消防行政（新設）

消防本部における離職、採用難の諸課題など、昨今における消防行政の課題について理解するとともに、消防の広域化等、各本部において課題解決の糸口となることを目的に導入しました。

○外国人防災（新設）

増加する訪日・在留外国人の避難支援等に関する課題を認識し、情報伝達の多言語化などの対応方法等、外国人を対象とした防災に関する最新の動向を理解することを目的に導入しました。

そのほかの授業では、消防実務管理の問題点やその対応策、現場指揮論、外部講師による部下指導や教育技法、組織マネジメント、模擬記者会見、消防におけるDXなど、様々な分野の講義が行われるとともに、緊急消防援助隊の受援・応援を想定したシミュレーション訓練、多様な現場を想定した指揮訓練等を行いました。

学科の集大成である課題研究では、テーマを「持続可能な消防組織に必要なこと」に設定し、人材（人財）確保や定年延長に伴う効果的な人員配置、消防の広域化、人材（人財）育成や消防業務の効率化など、その趣旨を捉えた、今の消防行政が抱える多くの課題に対しての研究が発表され、課題解決に向けた糸口をつかむために学生同士で意見を交わすなど、教育訓練の目的である消防

の上級幹部になるに相応しい人材（人財）を養成するのに必要な知識及び技術の修得に努めました。

また、授業終了後には、シャトルラン大会と銘打ったレクリエーションを行い、熱心に楽しく学生同士の親睦を深めることができました。



シミュレーション訓練



シャトルラン大会



模擬記者会見



消防大学校だより

修了した学生からは、「研修を通して多くのことを経験し、学ぶことができた。」「現在の消防に多くの課題があり、答えが見つからないところもあったが、自分自身の引き出しを増やすことが間違いなくできた研修であり有益だった。」「ここでしか聞けない話をたくさん聞くことができた。」といった、こちらにとって励みとなる感想が寄せられております。

幹部科は、現在の消防が抱える多くの課題への理解を

深めつつ、それらに正面から向き合っ解決策を議論するなど、的確な現状把握のもとに必要な変革する力を養成できる実益ある学科構成となるよう、修了者からの意見も踏まえ、毎年度工夫を行っています。

消防大学校では、全国の消防職員と寝食をともにすることにより、職業人としての連帯感が深まり、卒業後のネットワークも構築できます。各本部からの入校を心からお待ちしております。

教育訓練の実施状況 (令和7年4月～7月実施分)

令和7年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間	卒業(修了)者数
幹部科	第81期	6月2日(月)～7月16日(水) (45日間)	60名
新任消防長・学校長科	第35期	5月8日(木)～5月20日(火) (13日間)	47名
警防科	第116期	6月12日(木)～7月31日(木) (50日間)	48名
救助科	第90期	4月16日(水)～6月6日(金) (52日間)	48名
予防科	第118期	6月4日(水)～7月23日(水) (50日間)	30名
火災調査科	第48期	5月22日(木)～7月9日(水) (49日間)	48名
指揮隊長コース	第30回	5月8日(木)～5月20日(火) (13日間)	74名
危機管理・国民保護コース	第15回	4月21日(月)～4月28日(月) (8日間)	44名
合 計			399名

問合せ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和7年7月21日～令和7年8月20日）

<救急企画室>

7.7.23	令和7年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和7年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<予防課>

7.7.23	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和7年7月23日（水）から令和7年8月26日（火）までの間、意見を公募します。
7.7.30	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和7年4月5日（土）から令和7年5月9日（金）までの間、意見を公募したところ、4件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

7.8.7	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年8月8日（金）から令和7年9月8日（月）までの間、意見を公募します。
-------	------------------------------------	--

<国民保護運用室>

7.8.20	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	国、大阪府及び同府泉南市が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、28件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
--------	----------------------	--

<地域防災室>

7.8.19	令和7年度消防団入団促進広報に関する告知イベントの実施	消防庁では、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団への入団を促進するための広報に取り組んでいます。 このたび、全国で消防団への入団促進に向けたイベントを開催するに当たり、告知イベントを実施します。
--------	-----------------------------	--

<参事官>

7.8.1	令和7年度救助技術の高度化等検討会の開催	地下閉鎖空間における救助技術の高度化を目的として、令和7年度救助技術の高度化等検討会を開催し、消防機関が地下閉鎖空間において、より安全かつ効率的に救助活動を実施するための検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。
-------	----------------------	--



最近の通知 (令和7年7月21日～令和7年8月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第175号	2025年7月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和6年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について
消防参第123号	2025年7月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・ 防災部参事官	第28回全国消防救助シンポジウムの開催について (通知)
事務連絡	令和7年7月28日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長	消防庁消防・救急課長	消防職員委員会運営事例集について
消防危第181号	2025年7月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防予第331号	2025年7月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等に係る運用について (通知)
消防予第333号	2025年7月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について (通知)」の一部改正について
府政防第1130号 消防災第119号	2025年7月31日	関係都道府県消防防災主管部長	内閣政策統括官(防災担当) 付参事官(防災計画担当) 消防庁国民保護・ 防災部防災課長	南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について (通知)
消防救第267号 厚生労働省発医政 0804第1号	2025年8月4日	各都道府県知事	消防庁長官 厚生労働省事務次官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について (依頼)
消防救第284号	2025年8月12日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	マイナ保険証を活用した救急業務(マイナ救急)で全国消防長会に対して支払う経費について (通知)
消防消第355号	2025年8月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について
事務連絡	2025年8月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	電子申請受付システムの導入に関する相談会のご案内について

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室	① 地震火災対策について	予防課
② 住宅防火防災キャンペーン	予防課	② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	予防課
③ 全国少年消防クラブ交流大会	地域防災室	③ 全国女性消防操法大会	地域防災室
④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	地域防災室	④ 消防の国際協力に対する理解の推進	参事官



9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月7日（日）から9月13日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適時・適切な利用及びマイナ救急の普及啓発

救急搬送の現状、救急安心センター事業（＃7119）等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。

また、令和7年10月1日から全国一斉開始されるマイナ救急についても、各種広報媒体を通じて広く普及を図ります。

※マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する取組

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3 救急医療週間に行う主な行事

救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年も9月9日（火）に表彰式が行われます。対象者は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命・身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和6年度）



消防庁長官表彰の授与（令和6年度）

4 おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様には救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 竹田、松田、三宅、岡村
TEL: 03-5253-7529

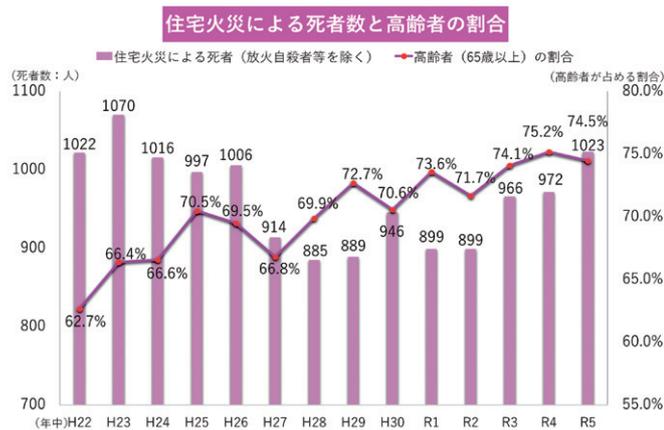


老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

予防課

○ 住宅防火・防災キャンペーンの実施

令和5年の住宅火災による死者数は1,000人を超え、このうち7割以上が65歳以上の高齢者となっています。また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、『老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物』をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(期間：9月1日～21日)を平成24年から実施しています。



○ 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 住宅用火災警報器を定期的に点検、10年を目安に交換しましょう

火災からいのちを守るためには、逃げ遅れないよう、火災の発生をできる限り早く知ることが大切です。火災の発生を早く知るために、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

いざというときにきちんと作動するように、定期的に点検しましょう。

また、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は電池切れや故障の可能性があるので、本体を交換しましょう。

(2) 感震ブレーカー等を設置しましょう

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあり、消火困難な状態となること等から、木造密集地域などでは大規模火災につながる危険性があります。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しています。地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等を設置しましょう。

(3) 住宅用消火器を備えましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお薦めします。

(4) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災のうち、寝たばこが原因であるものが多く発生しています。また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる方もいます。

このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロン等衣類について、燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお薦めします。

問い合わせ先

消防庁予防課 谷川・高木
TEL: 03-5253-7523

住宅防火・防災キャンペーン

キャンペーン期間

令和7年 9月1日(月)～21日(日)



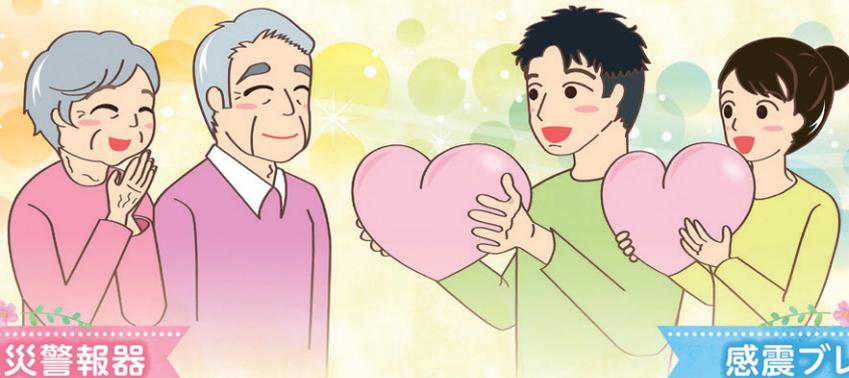
老人の日・敬老の日に

※老人の日:9月15日
敬老の日:9月15日
(9月の第3日曜日)

「火の用心」の贈り物



近年、住宅火災による死者数は増加傾向であり、死者数の7割以上が高齢者となっています。
住宅火災から高齢者を守りましょう。



住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しないことがないように、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

感震ブレーカー



地震による電気火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう。

防災品



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・防災品など)を身近に備えましょう。

住宅用消火器



住宅防火に関する資料や動画はこちらからご覧いただけます。



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

身近な
防火・防災
プロジェクト